

改正食料・農業・農村基本法では、第32条に「環境への負荷の低減の促進」が新たに明記された。そこでは国が「農業や肥料の適正な使用の確保、地力の増進、環境負荷低減のための生産方式の導入を促進する施策を講じること」とともに「農産物の円滑な流通、消費者への適切な情報提供、環境負荷低減の状況把握、評価手法の開発」を行

改正基本法⁴ 成立を受けて



うとされている。

農業が環境に及ぼす負荷の低減に関しては2007年以来、一つには「基礎活動支援」として水路や農道の掃除、草刈りなどの共同活動を行う集落に対し

て、もう一つには「先進的営農支援」として減農薬や有機農業に取り組む経営に対して交付金による助成がなされてきた。背景には高齢化、離農による水田の荒廃、生態系や景観の消失もあった。現在、基礎活動支援は多面的機能支払として、先進的営農支援は環境保全型農業直接支払として実施されている。

前者が約230万軒に上るのに対し、後者は約8万軒にとどまる。一方、みどりの食料システム法に沿った1万5690（24年5月末現在）の農業者・団体が「みどり農業者」として認定されている。関連して機械導入、施設整備などの各種支援の申請に際し、環境負荷低減の最低限の取り組みを要件化すること、いわゆるクロスコンプライアンスの導入も検討・試行実施されているが、欧州連合（EU）のように例えば面積当たり

のチッ素投入量を何キまでというような基準を設けるかどうかは不明である。適正な施肥は気候、土壌、作物などによって異なり、一律に定めることはできないが、何らかの数値的な基準を設けるべきではないだろうか。

クロスコンプライアンスにより最低限の環境負荷低減の農業活動が拡がり、その上で有機農業などの先進的な経営が十分な支援を受けて面的にも拡大できるような、より実効

より実効性のある環境負荷低減策を

性のある環境負荷低減施策を期待している。
＝おわり